

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

新見市うるおいの「環境都市」づくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

新見市

## 3 地域再生計画の区域

新見市の全域

## 4 地域再生計画の目標

新見市は、岡山県の最西北端、三大河川の一つである高梁川の源流域に位置し、東西・南北共に約40キロメートル、面積は793.27平方キロメートルを有しており、西は広島県庄原市、北は鳥取県日野郡に、東は真庭市、南は高梁市に接しています。平成17年3月31日の市町村合併日現在における人口は36,821人です。

新見市では、遙か昔から、美しい森林や清らかな流れなどの豊かな自然と共生しながら、地域の伝統や文化を守り続けており、地域の中央部を流れる高梁川は、瀬戸内海に注ぎ、下流域の人々の命の源となってきました。

しかし近年、生活様式の変化や産業活動の進展に伴い、高梁川をはじめとした中小河川の水質悪化が進んでいます。このため、河川や森林、田園環境の保全・育成をはじめとして快適で景観的にも優れたまちづくり、ごみの減量化やリサイクルなどを通じて、豊かな環境の保全に取り組む必要がでてきました。

このため本市では、住民等との協働による環境保全活動の推進など総合的な環境対策を促進し、環境に優しい地域社会の形成を目指しています。そのなかでも、特に高梁川や小河川の水辺空間や緑あふれる森林空間等の地域環境は市民共通の財産として、将来にわたり保全・活用していく必要があります。このため、快適な生活環境と河川等の水質浄化を図る公共下水道等污水处理施設の整備を一層推進することを重点施策とし、環境にやさしい循環型社会の形成、豊かな環境を育む「環境都市」づくりの創造を図ります。

(目標1) 污水处理施設の整備促進(污水处理人口普及率を60%から80%に向上)

(目標2) 環境保全活動「市内一斉クリーン作戦」の市民参加者の増加(10%の増)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

住民の環境への関心が高くなっていくなか、文化的で快適な生活空間を創造するために、特に下水道への期待はますます膨らんでおり、生活環境においても環境保全と住環境の快適性が求められるようになってきています。

平成2年度から合併浄化槽設置整備事業(個人設置型)に着手し、平成14年度から一部を市町村設置型に切り替えており、平成16年度末において1,441基が設置されています。

また、農村地域における生活環境改善対策としては、平成3年度から農業集落排水事業の整備を順次進め、現在までに8地区が供用を開始しており、最近では18年度末に1地区が完成しています。今後も計画予定地区の整備を進めていきます。

また平成7年度には、市街地を中心とした都市計画区域(本計画の事業区域を含む。)を対象に公共下水道事業の認可を受け事業着手、順次整備を行い、平成13年3月から一部供用開始し、現在も区域の拡大を行っています。市街地周辺部では特定環境保全公共下水道事業による整備を進めていきます。

また都市計画区域の周辺部においては特定環境保全公共下水道事業の整備を進めるとともに、公共下水道新見浄化センターの共有化を検討し効率的な汚水処理を推進していきます。

このように汚水処理整備事業については、汚水処理人口の普及率向上を目標に、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の3事業を効率的に配置し、適正な汚水処理施設の整備を一層促進していく考えであります。

また、住民との共同による環境保全活動の推進のため、「市内一斉クリーン作戦」と称し、市民が一体となり地域の美化活動として市内の一斉清掃を行っているのをはじめ、身近な河川や道路の清掃活動を行うとともに、環境学習の推進などを進めることにより環境保全への意識の高揚に努めていきます。

こうした取り組みにより、快適で住み良い生活環境と公共用水域の水質保全を重視した「環境都市」づくりをめざします。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・岡山県新見市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、農業集落排水、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 新見市 西方・上市・金谷・石蟹・広瀬  
・ 長屋・唐松地区
- ・ 農業集落排水 新見市 千屋 地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 新見市 哲多町 地区
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 新見市全域（公共下水道事業計画区域及び  
農業集落排水事業等計画区域を除く）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 農業集落排水 平成19年度～21年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 管渠  $\phi$ 150～300 L=50,000m  
(単独事業  $\phi$ 150 L=10,000m)
- ・ 農業集落排水 管渠  $\phi$ 75～200 L=1,900m  
(単独事業 L=160m)
- 処理場 1箇所
- ・ 浄化槽（個人設置型） 5～7人槽 3基
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 5～10人槽 400基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおりです。

公共下水道 4,920人、農業集落排水 170人、浄化槽 1,500人

[事業費]

- ・ 公共下水道 6,600,000千円  
(うち、交付金 3,300,000千円)  
単独事業費 900,000千円
- ・ 農業集落排水 259,000千円  
(うち、交付金 129,500千円)

	単独事業費	42,000 千円
・浄化槽（個人設置型）	1,176 千円	
	（うち、交付金	392 千円）
・浄化槽（市町村設置型）	435,000 千円	
	（うち、交付金	145,000 千円）
	単独事業費	48,000 千円
・総事業費	7,295,176 千円	
	（うち、交付金	3,574,892 千円）
	単独事業費	990,000 千円

### 5-3 その他の事業

- (1)「市内一斉クリーン作戦」と称し、住民協働による環境保全活動推進のため、地域の美化活動として市内の一斉清掃を行います。
- (2)市民に対しての啓発活動として、資源循環型社会形成に向けた、ゴミの減量化・再利用・リサイクル等を推進するための普及・啓発事業を行います。
- (3)市民及び児童が地域の自然環境等を再発見し、環境への関心を高められるような環境学習等を推進します。

## 6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表します。また、必要に応じて達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととします。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし